

意見書第十二号議案

**原油価格高騰に関する対策を求める意見書**

右事件について宮城県議会会議規則第十五条第二項の規定により別紙意見書案を提出します。

平成二十年七月一日

提出者 宮城県議会環境生活委員長 須田善明

宮城県議会議長 高橋長偉 殿

不安定な中東情勢、中国やインド等の経済発展に伴う世界的な需要の拡大、原油先物市場に流入する投機資金などが要因とされる原油価格の高騰は、史上最も高い水準にあり、一向に沈静化の兆しが見えない。急激な燃料価格の上昇は、石油への依存度が高い産業である運輸業や、漁業、花き等の施設園芸において燃料上昇分を価格に転嫁できず収益が悪化し、地域経済にも深刻な影響を与えている。

また、原油価格の高騰の影響によるガソリン価格や灯油価格の高騰と、原材料費や穀物価格の上昇と相まった食料品から日常生活用品に至るまでの価格の上昇は、国民の暮らしを直撃し、日本経済全体の先行きにどうも重大な問題となっている。

よって、国においては、国民の立場に立つて石油類の安定供給を確保し、石油製品の適正価格を実現するため、次の事項について関係省庁間連携による総合的な対策を早急に講ずるよう強く要望する。

- 一 原油価格高騰による消費者への影響を緩和するため、石油製品の便乗値上げの監視を強化し、生活必需品である灯油の安定的な供給体制の確保と価格安定対策を講ずること。
- 二 国内の石油元売会社に対し、石油製品の需要予測を踏まえた適正な在庫水準の維持など安定的な石油製品供給体制の確保を要請するとともに、調査・監視・指導を強化し、消費者に対する情報提供を積極的に行うこと。
- 三 石油への依存度が高い農林漁業、運輸業等、産業用の油種の安定供給を図り、価格安定対策を講ずること。
- 四 石油依存度を引き下げるエネルギー政策に転換し、省エネルギーの技術開発と実用化など、省エネルギー化

政策を推進すること。

五 原油価格高騰の要因となっている投機資金の流入への対応について、日本が率先して各国と連携し、国際石油市場の安定に向けた国際協調を推進し、原油先物市場の透明性の向上を図ること。

右、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

平成 年 月 日

宮城県議会議長 高橋 長 偉

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
農林水産大臣  
経済産業大臣  
国土交通大臣  
資源エネルギー庁長官

あて